

ID: 296-1

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市都市公園条例 第10条第1項(第14条において準用する場合を含む。)
例規番号	昭和40年条例第13号

【根拠条文】

(使用料等)

- 第10条 法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。
- 2 第15条第1項の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理する有料公園施設に係る第9条の2の規定による許可を受けた者は、前項の使用料に代えて、当該有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。
- 3 前項の利用料金は、指定管理者が、別表第4に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

別表第4(第10条関係)

1 公園施設を設ける場合

施設の種類の	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 46円

2 公園施設を管理する場合

施設の種類の	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 97円

3 有料公園施設を利用する場合

施設の種類の	使用区分	使用料	超過料金
川西運動場	専用	1時間 720円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 720円
朝日ヶ丘公園	一般	大人(中学生以上)	1回券 480円
		子供(4歳以上小学生以下)	1回券 240円
	専用	2時間 72,000円(2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 36,000円
海浜公園	一般	大人(中学生以上)	1回券 400円
		子供(4歳以上小学生以下)	1回券 200円

		専用	2時間 61,110円(2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 30,550円	
	温水プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 810円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 400円	
		回数券(11回)	大人(中学生以上) 8,140円		
			子供(4歳以上小学生以下) 4,070円		
		1月使用券	大人(中学生以上) 6,510円		
			子供(4歳以上小学生以下) 3,250円		
	駐車場	一般	30分までごとに100円(水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間 610円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 610円	
芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間 1,830円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 1,830円	
	駐車場	一般	30分までごとに100円(最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
芦屋市総合公園	陸上競技場	一般	大人	1回 480円	
			学生(高校生以下)	1回 240円	
	専用	平日 1時間 4,070円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,070円	
		日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 4,880円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,880円	
	第1スポーツコート	専用	平日 1時間 500円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 500円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 610円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 610円
第2スポーツコート	専用	平日 午前9時から正午まで 1時間 2,030円(1時間)		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)	

			未満は1時間とする。)	2,030円
			平日 正午から午後6時まで 1時間 5,090円(1時間未満は1時間とする。)	5,090円
			平日 午後6時から午後10時まで 1時間 6,110円(1時間未満は1時間とする。)	6,110円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後10時まで 1時間 6,110円(1時間未満は1時間とする。)	6,110円
			一般	1人1時間 500円(1時間未満は1時間とする。)
会議室	専用	1時間 1,010円	1,010円	
駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回2,030円とする。		
芦屋公園	庭球場	専用	平日 1時間 1,520円	1,520円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 2,030円	2,030円
	会議室	専用	1時間 500円	500円
	駐車場	一般	30分までごとに100円(庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
南緑地	西駐車場、東駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。	

備考

- 1 温水プールの回数券の有効期間については、購入日から3月間とする。
 - 2 温水プールの1月使用券の有効期間については、購入日から1月間とする。
 - 3 3歳児以下は、無料とする。
 - 4 陸上競技場を営利、営業等を目的として専用使用するときの使用料は、専用使用料の5倍に相当する額とし、営利、営業等を目的とせず、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するときの使用料は、専用使用料の3倍に相当する額とする。
- 4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	30分 2,130円	30分につき 2,130円

		(30分未満は30分とする。)	(30分未満は30分とする。)
	野球場スコアボード	1時間 400円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 400円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
川西運動場	運動場照明	1時間 50円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 50円 (1時間未満は1時間とする。)
朝日ヶ丘公園	コインロッカー	1回 100円	
海浜公園	コインロッカー	1回 100円	
芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 450円 (1時間未満は1時間とする。)
	第2スポーツコート照明	1時間 910円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 910円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
	展示用ボード	1式 1日 1,010円 (1日未満は1日とする。)	
芦屋公園	庭球場照明	1時間 500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 500円 (1時間未満は1時間とする。)

5 都市公園を占有する場合

占有物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき 536円
工事前仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事前施設	1月 1平方メートルにつき 536円
土石、竹木、瓦その他の工事前材料	1月 1平方メートルにつき 536円
電柱、支柱、支線柱及び支線	1年 1本につき 4,644円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 3,096円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき 2,412円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 1,608円
標柱及び標識類	1月 1本につき 287円
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき 3,444円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき 3,444円
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの 120円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの

	156円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 240円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 312円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 468円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 624円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1,092円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1,548円 外径が1メートル以上のもの 3,096円
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき 3,444円

6 都市公園において行為をする場合

行為	使用料
行商その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 680円
業として行う写真の撮影	1日 1人につき 1,940円
業として行う映画の撮影	1日 1回につき 7,760円
興行その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 50円

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

【基準】

根拠条文、芦屋市都市公園条例施行規則第9条の2及び第10条の規定による。

(駐車場使用料の上限額等)

第9条の2 海浜公園、芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場を使用する場合の条例別表第4 3 有料公園施設を使用する場合の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 海浜公園 600円
- (2) 芦屋中央公園 700円
- (3) 芦屋公園 600円

2 前項に規定する駐車場を午前8時の前後を引き続いて使用する場合において、午前8時までの駐車場の使用料の額が条例別表第4 3有料公園施設を使用する場合の表で定める上限額に達している場合の午前8時からの駐車場の使用料の額は、同表のとおりとする。

(使用料の計算方法)

第10条 第9条の使用料の計算方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 年額をもつて定める使用料は、使用の期間に1年未満の端数がある場合は、当該1年未満の期間を月割をもつて計算する。この場合において、1月未満の端数については、1月として計算する。
- (2) 月額をもつて定める使用料は、使用の期間に1月未満の端数がある場合は、当該1月未満の期間を1月として計算する。ただし、使用の期間が15日以内の場合は、月額の半額と

する。

- (3) 時間をもつて定める使用料は使用の時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- (4) 30分をもつて定める使用料は使用の時間に30分未満の端数がある場合は、30分として計算する。
- (5) 面積又は長さをもつて定める単位に満たない端数がある場合は、切り上げて計算する。

2 次条ただし書の場合においては、既納の使用料は、他日における使用料に充当することができる。

備考

【共通担当部署】

都市建設部 道路・公園課

教育委員会事務局社会教育部 スポーツ推進課

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 2 年 10 月 1 日

ID: 297

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

<p>処分の概要</p>	<p>監督処分</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市都市公園条例 第11条第1項及び第2項(第14条において準用する場合を含む。)</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和40年条例第13号</p>		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。 (1) 第3条、第4条第1項、同条第3項又は第9条の2第1項の規定に違反している者 (2) 第6条の規定に基づく処分に違反している者 (3) 第4条第5項又は第9条の2第2項の規定により許可に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項若しくは同条第3項又は第9条の2第1項の許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項又は第3項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 3 市長は、都市公園の管理上必要と認める事項について報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ調査させ、若しくは検査させることができる。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 299

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	芦屋市都市公園条例 第17条及び第18条		
例規番号	昭和40年条例第13号		
【根拠条文】 (罰則) 第17条 第11条第1項又は第2項(第14条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。 2 詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 (両罰規定) 第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか法人又は人に対しても各本条に従って処罰する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 334

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

<p>処分の概要</p>	<p>督促手数料の徴収</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市道路占用料条例 第6条第1項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和29年条例第5号</p>		
<p>【根拠条文】 (督促手数料及び延滞金) 第6条 市長は、法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。 2 市長は、占用料を納付すべき者が納付期限後に、その占用料を納付する場合においては、当該占用料が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該占用料にその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して徴収する。 3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和 2 年 10 月 1 日</p>

ID: 335

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

<p>処分の概要</p>	<p>延滞金の徴収</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市道路占用料条例 第6条第2項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和29年条例第5号</p>		
<p>【根拠条文】 (督促手数料及び延滞金) 第6条 市長は、法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。 2 市長は、占用料を納付すべき者が納付期限後に、その占用料を納付する場合においては、当該占用料が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該占用料にその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して徴収する。 3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 【基準】 根拠条文及び附則第4項の規定による。 4 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和 3 年 10 月 1 日</p>

ID: 338

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

<p>処分の概要</p>	<p>原状回復命令</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市道路占用規則 第16条第2項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和42年規則第33号</p>		
<p>【根拠条文】 (原状回復等) 第16条 占有者は、法第40条第1項の規定により道路を原状に回復したときは、市長に届け出て、その検査を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による検査の結果不相当と認めた場合は、あらたに原状回復を命じ、また他の者をして原状回復を行わせることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 341

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	芦屋市法定外公共物管理条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (占用料の徴収) 第7条 市長は、第5条第1項第1号の規定による許可を受けた者(前条第2項の規定により許可の期間の更新の許可を受けた者を含む。)から占用料を徴収する。 2 前項の占用料の額、計算方法、徴収方法及び督促については、芦屋市道路占用料条例(昭和29年芦屋市条例第5号)第2条及び第4条から第6条までの規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 345

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

<p>処分の概要</p>	<p>監督処分</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市法定外公共物管理条例 第14条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成17年条例第16号</p>		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可の内容若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設を設置すること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正の行為によりこの条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 法定外公共物の管理上やむを得ない必要が生じたとき。 (2) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 346

担当部署: 都市建設部 道路・公園課

<p>処分の概要</p>	<p>過料</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市法定外公共物管理条例 第18条及び第19条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成17年条例第16号</p>		
<p>【根拠条文】 (過料) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第4条の規定に違反し、同条各号に規定する行為をした者 (2) 第5条第1項又は第6条第2項の規定による許可を受けないで、第5条第1項各号に規定する行為をした者 (3) 第5条第3項の規定による許可の条件に違反し、同条第1項各号に規定する行為をした者 (4) 第11条の規定による許可を受けないで、その権利を他人に譲渡し、又は転貸した者 (5) 偽りその他不正の行為により第5条第1項又は第6条第2項の許可を受けた者 第19条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>